

(改正後全文)

公立大学法人大阪市立大学教職員安全衛生管理規程

平成 18 年 4 月 1 日

規程第 141 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、教職員の安全衛生管理に関し必要な事項を定めることにより、公立大学法人大阪市立大学(以下「法人」という。)における職場の労働災害及び健康障害を防止し、教職員の安全及び健康を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第 2 条第 1 項に規定する教職員並びに就業規則第 3 条第 3 項各号に掲げる特定有期雇用教職員、短時間勤務教職員、再雇用教職員及び臨時雇用職員をいう。
- (2) 労働災害 教職員が業務上負傷し、又は死亡することをいう。
- (3) 健康障害 教職員が業務上疾病し、又は死亡することをいう。
- (4) 事業場 法人の職員が勤務するすべての職場を含めていう。

(適用の範囲)

第 3 条 法人における教職員の安全衛生管理については、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「労安法」という。)及びその他関係法令並びに就業規則、公立大学法人大阪市立大学特定有期教職員就業規則(以下「特定有期雇用教職員就業規則」という。)、公立大学法人大阪市立大学短時間勤務教職員就業規則(以下「短時間勤務教職員就業規則」という。)、公立大学法人大阪市立大学再雇用教職員就業規則(以下「再雇用教職員就業規則」という。)及び公立大学法人大阪市立大学臨時雇用職員就業規則(以下「臨時雇用職員就業規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(法人の責務)

第 4 条 法人は、安全衛生管理体制を確立し、快適な職場環境の実現及び労働災害の防止のため、職場における教職員の健康の保持及び安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

(教職員の責務)

第 5 条 教職員は、法人が実施する労働災害を防止するための必要な措置に積極的に協力するとともに、この規程及びその他法人が定める安全衛生管理に係る規定を遵守しなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

第1節 安全衛生管理者

(総括安全衛生管理者)

第6条 次の各号に掲げる事業場(以下「事業場」という。)ごとに、当該事業場の教職員の安全衛生管理を総括管理させるため、総括安全衛生管理者を置く。

- (1) 杉本地区事業場
- (2) 阿倍野地区事業場

2 前項各号の事業場の安全衛生管理者は、当該事業場の教職員の中から理事長が選任する。

(総括安全衛生管理者の職務)

第7条 総括安全衛生管理者は、安全管理者及び衛生管理者を指揮し、次の各号に掲げる職務を行うとともに、当該事業場の安全衛生管理に関する必要な業務を統括管理する。

- (1) 教職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
- (2) 教職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教職員の安全及び衛生に関すること

2 総括安全衛生管理者は、前項に掲げる事項について必要があると認められるときは、理事長に対して勧告しなければならない。

(法人総括安全衛生管理者)

第8条 法人に、法人全体の教職員の安全衛生管理に関する業務を総括管理させるため、法人総括安全衛生管理者を置くもとする。

2 法人総括安全衛生管理者は、杉本地区事業場の総括安全衛生管理者を持って充てる。

3 法人総括安全衛生管理者は、各事業場におかれる総括安全衛生管理者との連絡調整を行い、法人全体の教職員の安全衛生に関する必要な業務を総括管理し、理事長に対して法人全体の教職員の安全衛生に関する意見を述べるものとする。

4 前項のほか、法人総括安全衛生管理者は、総括安全衛生管理者を置かない事業場における第7条各号に掲げる業務を行う。

(安全管理者)

第9条 前条各号の業務のうち、安全に係る技術的事項を管理するため、特に安全衛生管理者が必要と認める場合には、安全管理者を置く。

2 安全管理者は、当該事業場の教職員のうちから、総括安全衛生管理者が選任する。

第 10 条 安全管理者は、設備、作業方法又は安全状態に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するための必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理者)

第 11 条 第 6 条第 1 項に定める事業場ごとに、第 7 条第 1 項各号の業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理するため、衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、当該事業場に所属する教職員のうち、都道府県労働局長の免許を受けた者又は労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「労安則」という。)第 10 条に定める資格を有する者のうちから、総括安全衛生管理者が選任する。

3 事業場ごとに選任する衛生管理者の数は、労安則第 7 条第 1 項第 4 号の定めるところによる。

第 12 条 衛生管理者は、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、教職員の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならない。

(産業医)

第 13 条 第 6 条第 1 項に定める事業場ごとに、教職員の健康管理等を行うため、産業医を置く。

2 産業医は、医師のうち労安則第 14 条第 2 項に定める要件を備えた者のうちから、理事長が選任する。

3 事業場ごとに選任する産業医の数は、労安則第 13 条第 1 項第 3 号の定めるところによる。

(産業医の職務)

第 14 条 産業医は、次の各号に定める業務その他当該事業場の教職員の健康管理等に必要な業務を行う。

- (1) 健康診断の結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関すること
- (2) 作業環境の維持管理に関すること
- (3) 作業の管理に関すること
- (4) 健康教育、健康相談その他教職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること
- (5) 裁量労働制の教職員の労働時間の状況に応じた健康及び福祉を確保するため措置に関すること
- (6) 衛生教育に関すること
- (7) 教職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること

(8) 傷病を理由とする休職、勤務停止その他就業の禁止の措置に関して意見を付与するものとする。

(9) その他教職員の健康管理に関すること

2 産業医は、前項に掲げる事項について、理事長又は総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。

3 理事長又は総括安全衛生管理者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

第 15 条 産業医は、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、教職員の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならない。

(法人総括産業医)

第 16 条 法人全体の教職員の健康管理等に関する業務を総括管理させるため、法人に、法人総括産業医を置くものとする。

2 法人総括産業医は、杉本地区事業場の産業医を持って充てる。

3 法人総括産業医は、法人全体の教職員の健康管理等に関する必要な業務を総括管理し、理事長又は法人総括安全衛生管理者に対して法人全体の教職員の健康管理等に関して勧告することができる。

4 前項のほか、法人総括産業医は、産業医を置かない事業場における第 14 条第 1 項各号に掲げる業務を行う。

(安全衛生推進者)

第 17 条 私市地区事業場に、労安法第 12 条の 2 に定めるところにより、安全衛生推進者を置くものとし、安全衛生推進者は、理事長が選任する。

(安全衛生推進者の職務)

第 18 条 安全衛生推進者の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 教職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること

(2) 教職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること

(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること

(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること

(5) 前各号に掲げるもののほか、教職員の安全及び衛生に関すること

(作業主任者)

第 19 条 労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号。以下「労安法」という。)第 14 条に定めるところにより、教職員の労働災害の防止を管理するため、労安令第 6 条に定める作業の区分に応じて作業主任者を置く。

2 作業主任者は、当該事業場において作業に従事する教職員のうち、労安則第 16 条に定める資格を有する者のうちから、理事長が選任する。

(作業主任者の職務)

第 20 条 作業主任者の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 作業に従事する職員を指揮すること
- (2) 設備の安全点検に関すること
- (3) 安全管理上必要な措置に関すること
- (4) その他労安則に定める事項

第 2 節 安全衛生委員会

(安全衛生委員会)

第 21 条 次の各号に掲げる事業場ごとに各号の安全衛生委員会を設置する。

- (1) 杉本地区事業場 杉本地区安全衛生委員会
- (2) 阿倍野地区事業場 阿倍野地区安全衛生委員会
- (3) 私市地区事業場 私市地区安全衛生委員会

(安全衛生委員会の責務)

第 22 条 前条各号に定める安全衛生委員会(以下「各安全衛生委員会」という。)は、労安法及びその他関係法令の目的を達成するために、各地区における教職員の安全衛生に関する次の事項について調査審議し、その結果に基づき適切な措置がとられるように理事長並びに当該事業場の総括安全衛生管理者又は安全衛生推進者に意見を述べる。

- (1) 安全衛生に関する調査及び研究に関すること
- (2) 安全衛生に関する教育又は訓練に関すること
- (3) 労働災害の防止計画に関すること
- (4) 労働災害の原因調査及びその対策に関すること
- (5) その他委員会の目的達成に必要な事項

(安全衛生委員会の構成)

第 23 条 杉本地区安全衛生委員会は、次に掲げる委員をもつて組織する。

- (1) 杉本地区事業場総括安全衛生管理者
- (2) 衛生管理者のうちから理事長が指名した者 1名
- (3) 産業医のうちから理事長が指名した者 1名
- (4) その他労働安全衛生に関する知識及び経験を有する者で、理事長が適当と認める者 5名
- (5) 当該事業場の過半数の教職員で組織する労働組合(労働者の過半数で組織する労働組合がないときには労働者の過半数を代表する者。以下「過半数労働組合等」という。)が推薦する者で、理事長が適当と認める者 7名

2 阿倍野地区安全衛生委員会は、次に掲げる委員をもつて組織する。

- (1) 阿倍野地区事業場総括安全衛生管理者
- (2) 衛生管理者のうちから理事長が指名した者 1名

- (3) 産業医のうちから理事長が指名した者 1名
- (4) その他労働安全衛生に関する知識及び経験を有する者で、理事長が適当と認める者 4名
- (5) 過半数労働組合等が推薦する者で、理事長が適当と認める者 6名

3 私市地区安全衛生委員会は、次に掲げる委員をもつて組織する。

- (1) 安全衛生推進者
- (2) その他労働安全衛生に関する知識及び経験を有する者で、理事長が適当と認める者 3名
- (3) 過半数労働組合等が推薦する者で、理事長が適当と認める者 3名

(委員の任期)

第24条 各安全衛生委員会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(安全衛生委員会委員長及び副委員長)

第25条 各安全衛生委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 各安全衛生委員会の委員長は、次の各号に掲げるものをもって充てる。

- (1) 杉本地区安全衛生委員会 杉本地区事業場総括安全衛生管理者
- (2) 阿倍野地区安全衛生委員会 阿倍野地区事業場総括安全衛生管理者
- (3) 私市地区安全衛生委員会 私市地区事業場安全衛生推進者

3 副委員長は、委員のうちから各委員会で互選する。

4 委員長は、各委員会を代表し、会務を掌理する。

5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(安全衛生委員会の運営)

第26条 各安全衛生委員会は、毎月1回以上開催するようにするものとする。

2 各安全衛生委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

3 各安全衛生委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数で決する。

4 委員長が必要と認めるときは、各安全衛生委員会に委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

5 その他各委員会の運営に必要な事項は、各安全衛生委員会において別に定める。

(小委員会)

第27条 各委員会は、特定の施設等に関する事項を審議するため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関する事項は、各委員会において定める。

(連絡協議会)

第 28 条 法人全般にわたる安全衛生に関する重要事項について、各委員会相互の連絡調整を行う必要がある場合は、連絡協議会を置く。

2 連絡協議会は、各委員会の委員長をもつて組織する。

3 その他連絡協議会の運営に必要な事項は、連絡協議会において定める。

第 3 章 安全管理

(危険を防止するための措置)

第 29 条 総括安全衛生管理者及び安全衛生推進者(以下「総括安全衛生管理者等」)は、次の各号に掲げる危険から教職員の労働災害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 機械又は器具その他の設備等による危険
- (2) 爆発性の物、発火性の物又は引火性の物等による危険
- (3) 電気又は熱その他のエネルギーによる危険
- (4) その他作業場において教職員が危害を受けるおそれのある危険

(緊急事態に対する措置)

第 30 条 総括安全衛生管理者等は、教職員に対する労働災害発生の危険が急迫したときは、当該危険にかかる場所及び教職員の業務の性質等を考慮して、業務の中断又は教職員の退避等の適切な措置を講じなければならない。

第 4 章 衛生管理

(健康障害を防止するための措置)

第 31 条 総括安全衛生管理者等は、次の各号に掲げる健康障害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気又は病原体等による健康障害
- (2) 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動又は異常気圧等による健康障害
- (3) 計器監視又は精密工作等の作業による健康障害
- (4) 排気、排液又は残さい物による健康障害
- (5) その他作業場において教職員が危害を受けるおそれのある健康障害

(衛生環境の確保)

第 32 条 総括安全衛生管理者等は、教職員を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面及び階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他職員の健康、風紀及び生命の保持のため、必要な措置を講じなければならない。

第 5 章 健康管理

(雇入時健康診断)

第 33 条 教職員を採用したときは、すみやかに健康診断を行う。

(定期健康診断)

第 34 条 教職員に対し、毎年 1 回以上期日を指定して健康診断を行う。

(特定業務従事者の健康診断)

第 35 条 前条の規定に関わらず、労安則第 13 条第 1 項第 2 号に掲げる業務に常時従事する者については、年に 2 回以上期日を指定して健康診断を行う。また、当該業務への配置替後にもすみやかに健康診断を行う。

(海外派遣者の健康診断)

第 36 条 海外出張で、6 月以上の海外生活を予定して出張するとき又は 6 月以上の海外生活を終了して帰国したときは、健康診断を行う。

(健康診断の検査項目)

第 37 条 前 4 条の健康診断の検査項目は次のとおりとする。

- (1) 感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の臨床医学的検査
- (2) 身長、体重、視力、色神、眼疾及び聴力の検査
- (3) ツベルクリン皮内反応検査、エックス線検査、赤血球沈降速度検査及びかくたん検査

(4) 前各号に規定するもののほか、理事長が必要と認める検査

2 前項第 2 号及び第 3 号に掲げる検査はエックス線検査を除き、理事長において特にその必要を認めないとき、その一部を省略することがある。

3 前条の健康診断については、総括産業医又は各事業場の産業医(以下「各産業医」という。)が必要と認める場合は、次の検査項目を前項の検査項目に加えるものとする。

- (1) 腹部画像検査
- (2) 血液中の尿酸値の検査
- (3) B 型肝炎ウイルス抗体検査
- (4) ABO 式及び Rh 式血液型検査(派遣時のみ)
- (5) 糞便塗抹検査(帰国時のみ)

(休職者の健康診断)

第 38 条 休職中の者については第 33 条から第 36 条までの規定を適用しないことがある。

(短時間勤務教職員、臨時雇用職員の適用除外)

第 39 条 次の各号に定める教職員には、第 33 条から第 36 条までの規定は適用しない。

- (1) 短時間勤務教職員及び再雇用教職員のうち、週の労働時間が 30 時間未満の者
- (2) 臨時雇用職員

(特殊健康診断)

第 40 条 労安令第 22 条第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げる業務に従事する教職員には、法令で定める項目の健康診断を受けなければならない。

(臨時の健康診断)

第 41 条 次の各号に該当するときは、その都度、必要な項目について健康診断を行うことがある。

(1) 法人総括安全衛生管理者又は各事業場の総括安全衛生管理者が衛生管理上必要と認めたとき

(2) 教職員の申出があり、各産業医が衛生管理上必要と認めたとき

(健康診断結果の提出)

第 42 条 負傷、疾病その他の事由により第 33 条から第 36 条まで及び第 40 条に規定する健康診断を受けることのできない者は、法人総括安全衛生管理者の承認を得て、その健康診断に代えて他の医師の健康診断を受けることができる。ただし、これに要する費用は各自の負担とする。

2 前項の規定により他の医師の診断を受けた教職員は、指示された資料及び結果を速かに理事長に提出しなければならない。

3 法人総括安全衛生管理者は第 1 項の規定により他の医師の診断を受けた教職員につき必要と認めるときは、その医師又は別に指定する医師に再診させることがある。

(健康診断結果についての産業医の意見聴取)

第 43 条 法人総括安全衛生管理者は、第 33 条から第 36 条まで及び第 40 条による健康診断の結果(当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。)に基づき、当該教職員の健康を保持するために必要な措置について、法人総括産業医及び当該教職員の勤務する事業場の産業医の意見を聴かななければならない。

(健康診断実施後の措置)

第 44 条 法人総括安全衛生管理者は、前条の規定による産業医の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該教職員の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備その他の適切な措置を講じなければならない。

(健康記録の管理)

第 45 条 法人総括安全衛生管理者は、健康診断の結果、指導区分、事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、教職員ごとの記録を作成し、これを 5 年間保存しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、法人総括安全衛生管理者は、第 40 条に規定する健康診断の結果にかかる記録については、これを永年保存しなければならない。

(健康診断の結果の通知)

第 46 条 法人総括安全衛生管理者は、健康診断を受けた教職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

第 6 章 就業禁止

(就業停止)

第 47 条 理事長は、次の各号に掲げる疾病にかかった教職員については、その就業を禁止しなければならない。

- (1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった者
- (2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
- (3) 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前条の就業の禁止については、次の各号に定める規則に基づいて行うものとする。

- (1) 教職員(就業規則第 2 条第 1 項に規定する教職員に限る。) 就業規則
- (2) 特定有期雇用教職員 特定有期雇用教職員就業規則
- (3) 短時間勤務教職員 短時間勤務教職員就業規則
- (4) 再雇用教職員 再雇用教職員就業規則
- (5) 臨時雇用職員 臨時雇用職員就業規則

第 7 章 安全衛生教育

(安全衛生教育等の実施)

第 48 条 理事長は、大学の安全衛生教育及び管理計画に関する基本方針を立て、教職員に周知するものとする。

2 総括安全衛生管理者等は、前項の基本方針に基づき、当該事業場に所属する職員に対し必要な安全衛生教育を行うとともに、管理計画を作成し、必要な事業を実施するものとする。

第 8 章 雑則

(秘密の保持)

第 49 条 教職員の安全及び衛生に関する事務に従事する教職員及び従事したことのある教職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日規程第 41 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 8 月 31 日規程第 44 号)

この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。